資産整理部通知第一號

戰時保安委員會
資産整理部

資産管理人より左記公表がありましたから取取へず御通知申し上げます
何れ次々に公表ある毎に追って通知致します

一、一、一、一、一

資産管理

一、拾六才以上の日本人は全部資産管理人の事務所へ出頭して資産狀態を登錄すること
二、未定年者の場合には出來得べくば父母同伴出頭すること
三、地方よりの到着者はできる丈早く登錄すること
四、手廻り品以外の所有物は移動の際管理人に保管を請願し現金は自身保管する事
五、管理人に依托する財産は左の通り
(イ)土地。場所。ロット番号等を明記すること
(ロ)建物、若し保險を附けて居れば保險會社及びアドレス。保險番号、保險掛金支拂の日附等を明記する事
(ハ)土地の地券証(タイトル)及地租(タキス)の受取書を提示すること
(ニ)家具什器(ファニチュア。フイクスチュア)等をできれば明細な目録を造り提出すること。

Source: Nikkei National Museum, 1994-98-1-1-4a
www.nikkeimuseum.org

BOARD of TRADE

P. 6636

Source: Nikkei National Museum, 1994-98-1-1-4b
www.nikkeimuseum.org